

<議第 136 号>契約の変更につき議決を求めることについて
(姉川沿岸地区頭首工改修工事)

【事業概要】

本工事は供用開始後 60 年以上が経過し、施設老朽化に伴う漏水等が発生し、また施設の維持管理に多大な労力を要している、姉川合同井堰を改修し、用水の安定供給と維持管理費の軽減を図り、施設全体の長寿命化を図るものである。

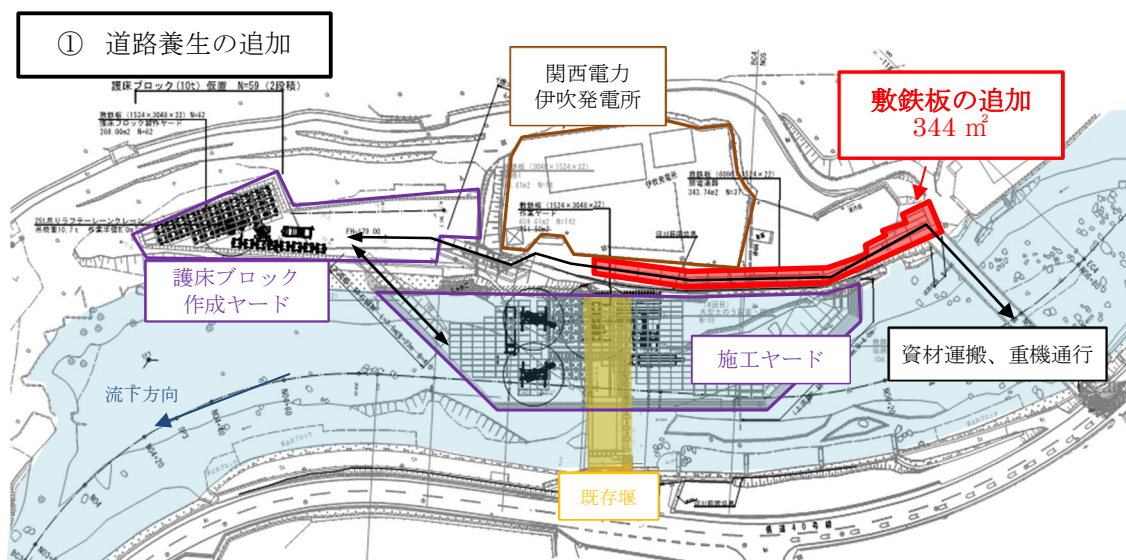
【工事概要】

工 事 名	令和 5 年度第 1 号姉川沿岸地区頭首工改修工事		
施 工 場 所	米原市伊吹		
概 要	頭首工改修 1 箇所		
当 初 契 約	契約額 440,000,000 円 令和 5 年 12 月 25 日契約		
工 期	令和 6 年 1 月 10 日 から 令和 8 年 2 月 27 日		
契約の相手方	株式会社内田組 代表取締役 内田美千男		
契 約 金 額	変更前の契約額 (第 4 回変更)	488,715,700 円	
	変更増額	11,485,100 円	
	変更後の契約額 (第 5 回変更)	500,200,800 円	

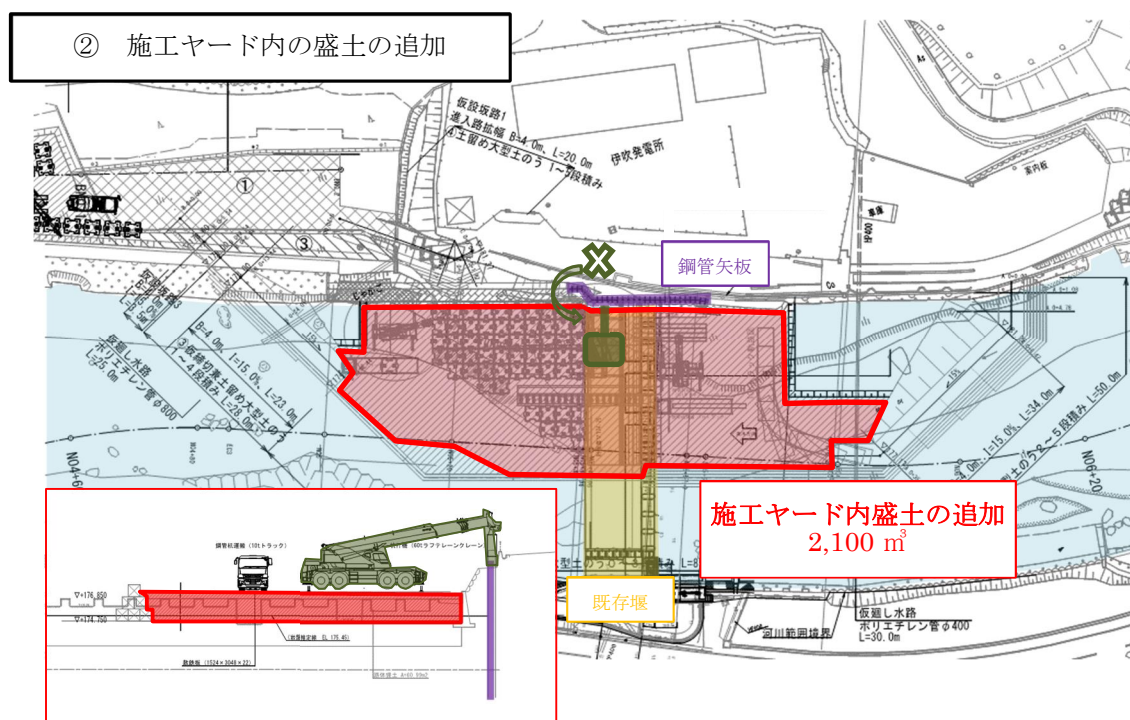
【変更内容】

- ① 隣接施設である関西電力発電所との協議に基づく道路養生の追加。
- ② 隣接施設である関西電力発電所との協議に基づき、鋼管矢板打設を河床内から行うこととなったことに伴う、右岸側施工ヤード内の盛土の追加。
- ③ 工事請負契約約款第 25 条第 6 項 (インフレスライド) に基づく請負代金額の変更。





○関西電力伊吹発電所との協議により、発電所所有地内道路の損傷防止および発電所への振動による影響を避けるため、護床ブロック作成および右岸側河川内施工時の道路養生を追加します。



○関西電力伊吹発電所との協議により、発電所前の通行止めおよび敷地内立木伐採を避けるため河川内からの鋼管矢板打設とし、重機の平坦性確保のため右岸側施工ヤード内の盛土を追加します。